

# 山形市立西小学校 学年PTA規約

第一条 本会は山形市立西小学校学年PTAと称し、事務局を同校内に置く。

第二条 本会は学校と家庭の連絡提携を緊密にし、会員相互の親睦を図り、児童教育の振興に期することを目的とする。

第三条 本会は、学年児童保護者と担任教師をもって組織する。

第四条 本会は、次の事業を行う。

1. 児童の学習向上に関すること。
2. 児童の体位向上に関すること。
3. 会員の研修に関すること。
4. 会員相互の親睦に関すること。
5. その他必要なこと。

第五条 本会には次の役員をおき、選出は次の方法で行う。

1. 委員長一名 幹事一名

※ 但し、幹事は学年選出幹事とする。前年度役員で候補者を選出し、総会の承認を得る。

(一年生は入学前の新一年生保護者説明会時に選出し、入学式後の結成式で承認を得る。)

2. 委員 若干名  
学年毎会員の互選による。

3. 監事 若干名

委員会で委嘱し、総会の承認を得る。

第六条

役員の任務を、次のとおりとする。

1. 委員長は、本会を統括する。
2. 幹事は委員長を補佐し、会務を処理する。委員長が事故ある時は代行する。
3. 委員は、本会の事業を審議執行する。
4. 監事は、会計を監査する。

第七条

本会の役員の任期は一カ年間とする。

但し、再任を妨げない。補欠として就任した場合は、前任者の残任期間とする。

第八条

本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

第九条

本会の会議を、次のとおりする。

1. 総会は年一回委員長が招集し、会務及び予算、決算並びにその他重要事項について審議し決定する。但し、必要により臨時に開くことができる。

2. 委員会が必要に応じ委員長が招集し、会務及び予算、決算並びにその他重要事項について審議する。但し、緊急事項については、総会を代行することができる。

## 付則及び内規

付則 1. 本会の委員は、各学年より七名ずつ選出し、PTA専門部員及び子育て委員を兼ねる。

2. 本規約は昭和五十二年五月十五日に制定し、昭和五十二年四月一日より施行する。

3. 本規約は平成十七年四月二十三日に改正し、平成十八年四月一日より施行する。

4. 本規約は平成二十年四月二十六日に改正し、平成二十年四月一日より施行する。

5. 本規約は平成二十二年十一月二十五日に改正し、平成二十三年四月一日より施行する。

内規 1. 保護者またはそれに該当する者が死亡した時は、委員長が会葬する。

(香典五、〇〇〇円は、PTA予算より支出)

2. 児童死亡の時は、学年児童一名一〇〇円を拠出し、委員長、学年児童全員が会葬する。

(香典一〇、〇〇〇円は、PTA予算より支出)

3. その他特別な場合は、委員会で審議し執行する。

4. 児童一名につき、六年間で一回は役員をつとめることを原則とする。(一例として、第一学年時に全保護者を対象にアンケートを行い、何学年で役員ができそうかまとめておき、その後の役員選出に生かしていく。)

(内規改正 昭和六十一年四月一日)

(内規改正 令和四年五月十日)

(内規改正 令和八年四月二十五日)

本規約は、令和八年四月二十六日より施行する。